

栃木県使用済自動車等の解体業及び破碎業に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号。以下「政令」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、使用済自動車等の解体及び破碎に関し必要な事項を定めることにより、使用済自動車等の再資源化や保管等の適正処理を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「使用済自動車」、「解体自動車」、「解体業」、「解体業者」、「破碎業」、「破碎業者」とは、それぞれ法第2条に規定する使用済自動車、解体自動車、解体業、解体業者、破碎業、破碎業者をいう。

- 2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 使用済自動車等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）
第1条の6第3号に規定する使用済自動車等をいう。
 - (2) 都道府県知事 法第19条に規定する都道府県知事をいう。

(解体業に関する事前協議)

第3条 解体業を行おうとする者は、法第60条第1項の規定による許可の申請を行う前に、許可を受けようとする事業所の所在地（以下「所在地」という。）を管轄する環境森林事務所長または環境管理事務所長（以下「所長」という。）に協議するものとする。

- 2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、解体業許可申請に係る事前協議書（以下「事前協議書」という。）（別記様式第1号）を提出することにより行うものとする。
- 3 所長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、第1項の規定により事前協議する者（以下「協議者」という。）の立会いのもとで、現地調査を行うものとする。
- 4 協議者は、所在地以外の場所で使用済自動車等を解体又は保管する施設（以下「所在地外施設」という。）を設置する場合（栃木県の区域外及び宇都宮市の区域において使用済自動車等を保管する施設を設置する場合を含む。）は、所在地を管轄する所長に一括して事前協議をするものとする。
- 5 前項において、所在地を管轄する所長は、所在地外施設の現地調査を行う場合は、当該所在地外施設の設置に係る区域（栃木県の区域外及び宇都宮市の区域を除く。）を管轄する所長に立会いを要請することができる。

(破碎業に関する事前協議)

第4条 破碎業を行おうとする者は、法第67条第1項又は第70条第1項の規定による許可の申請を行う前に、所在地を管轄する所長に協議するものとする。

2 前条第2項から第5項までの規定は、破碎業を行おうとする者について準用する。この場合において、同条第2項中「解体業許可申請」とあるのは「破碎業許可申請」と、「(別記様式第1号)」とあるのは「(別記様式第2号)」と、同条第4項中「使用済自動車等を解体」とあるのは「解体自動車を破碎」と読み替えるものとする。

(関係法令との調整等)

第5条 協議者は、事前協議書の提出に当たって、法第61条第1項第5号又は第68条第1項第6号に規定する事業の用に供する施設（以下「事業の用に供する施設」という。）に関し、別表1に掲げる許可等が必要となる場合には、同表に掲げる関係法令を所管する行政機関と事前に協議、調整等を行うものとする。

2 前項の規定による調整等の結果については、事前協議書の提出に併せて、関係法令調整等結果報告書（別記様式第3号）を所長に提出するものとする。

(施設の構造等に関する指導基準への適合)

第6条 所長は、解体業を行う者が設置する事業の用に供する施設については別表2に、破碎業を行う者が設置する事業の用に供する施設については別表3にそれぞれ掲げる施設の構造等に関する指導基準に適合するよう指導するものとする。

(使用済自動車等の保管等に関する指導基準への適合)

第7条 所長は、解体業を行う者が保管する使用済自動車等については別表4に、破碎業を行う者が保管する解体自動車については別表5にそれぞれ掲げる使用済自動車等の保管等に関する指導基準に適合するよう指導するものとする。

(事前協議書に対する市町村長からの意見の聴取)

第8条 所長は、所在地の市町村の長及び所在地外施設が設置される市町村の長（以下「関係市町村長」という。）に事前協議書の写しを送付し、協議者の事業に係る周辺地域の生活環境の保全上特に配慮が必要とされる事項について、期間を指定して意見を聞くものとする。

2 所長は、前項の規定により関係市町村長の意見を聞いたときは、その旨を協議者に通知するとともに、必要な対応について検討するよう要請するものとする。

(事前協議終了前の変更)

第9条 協議者は、第11条第1項の規定による事前協議の終了までの間、事前協議の一部を変更することができる。

2 前項の規定により事前協議の一部を変更しようとする場合においては、第3条から前条までの規定を準用する。ただし、当該変更前の手続の状況に応じ所長が適当と認める場合は、第3条から前条までの規定による手続の全部又は一部を省略することができる。

(事前協議の取下げ等)

第10条 協議者は、事前協議書を取り下げようとする場合は、事前協議取下書（別記様式第4号）により所長に届け出るものとする。

2 所長は、事前協議の内容が法、政令又は省令の基準に適合せず、かつ協議者に基準に従うよう指導しても応じない場合には、事前協議を打ち切ることができる。

(事前協議の終了)

第11条 所長は、協議者が第3条から第8条までに規定する手続きを完了したと認めるときは、事前協議を終了するものとする。

2 所長は、前項の場合において、協議者が許可の申請等を行うことが適當と認めるときは、当該許可の申請等に係る申請書の提出の承認（以下「提出承認」という。）をするものとし、協議者に通知する。

3 所長は、前条第2項の規定により事前協議を打ち切るときは事前協議を終了することとし、その旨を協議者に通知するものとする。

4 所長は、前項の規定により事前協議を終了したときは、第2項に規定する提出承認をすることできること及びその理由を付するものとする。

(事前協議終了後の内容の変更)

第12条 協議者は、事前協議の終了後から許可の申請等を行う前までに当該事前協議の一部を変更しようとする場合においては、事前協議内容変更承認協議書（別記様式第5号）を所長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 所長は、前項の規定により事前協議の一部の変更を承認したときは、協議者に必要な手続について指示することができる。

(事故時等の措置)

第13条 解体業者又は破碎業者（以下「解体業者等」という。）は、事業の用に供する施設において事故が発生したときは、直ちに応急の処置を講じるとともに、被害が周辺に及ぶおそれのある場合は、所長に通報するものとする。

2 解体業者等は、前項の事故の拡大又は再発の防止のため所長が必要な措置をとるべきことを指示したときは、これに従うものとする。

(施設変更の届出)

第14条 解体業者等は、事業の用に供する施設の構造を変更をしようとする場合は、事前に所長に施設変更の届出書（別記様式第6号）を提出するものとする。

2 所長は、前項の解体業者等から提出された届出書の内容が別表2又は別表3に掲げる構造等に関する指導基準に適合するよう指導するものとする。

(事前協議に関する特例)

第15条 次の第1号に該当する者については第3条及び第4条の規定は、第2号又は第3号に該当する者については第4条の規定はそれぞれ適用しない。

(1) 法第60条第2項及び第67条第2項に規定する許可の更新を受ける者で、事業の用に供する施設の構造に変更がないもの

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号「以下「廃棄物処理法施行

令」という。) 第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当する施設を事業の用に供する施設として設置する者

(3) 事業の用に供する施設において解体自動車と合わせて解体自動車以外の廃棄物の破碎を行う者で、かつ栃木県廃棄物処理に関する指導要綱(平成10年6月17日告示。以下「廃棄物処理要綱」という。) 第7条第1項の規定による協議(以下「処理施設設置等事前協議」という。)を行ふ必要があると知事が認めたもの又は処理施設設置等事前協議を終了したもの

(廃棄物処理要綱の適用に関する特例)

第16条 廃棄物処理要綱は、使用済自動車等の解体業又は破碎業を行おうとする者については適用しない。ただし、前条第2号又は第3号に該当する者は、この限りではない。

(同一の所在地において解体業と破碎業を行おうとする者の特例)

第17条 同一の所在地において解体業と破碎業を行おうとする者は、第3条各号及び第4条各号に規定する事前協議については、一の事前協議書で行うことができる。この場合において、協議者は、解体業及び破碎業の許可申請に係る事前協議書(別記様式第7号)を所長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法附則第5条第2項又は第6条第2項の規定による届出書を提出しようとする者は、第3条第1項の規定による解体業又は第4条第1項の規定による破碎業を行おうとする者とみなして、この要綱の規定を適用する。

3 この要綱の施行の際現に解体業又は破碎業に該当する事業を行っている者(次項において「既存業者」という。)であって、平成16年7月1日から3月の期間(次項において「経過期間」という。)に法第61条第1項若しくは第68条第1項の規定による許可申請書又は法附則第5条第2項若しくは第6条第2項の規定による届出書が提出されると認められるものについては、第5条及び第8条の規定による手続を省略することができる。ただし、要綱の施行日以降における屋根の設置、敷地の拡張その他事業の用に供する施設の構造等の大幅な変更がある場合又は手續を省略することが適当でないと認められる特段の事情がある場合は、この限りではない。

4 既存業者であって、経過期間内に事前協議を終了することが困難なものについては、第11条第2項の規定にかかわらず、事前協議終了前に提出承認をすることができる。

5 この要綱は、平成16年12月31日以前にその使用を終了した自動車で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物に該当するもののうち、廃棄物処理要綱第2条第9号の積替保管施設に関し処理施設設置等事前協議を終了し、かつ次のいずれかに該当する者については適用しない。

(1) 廃棄物処理法第14条第1項に規定する産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者で、当該業を行う区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受け、かつ廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号イ

及びロの規定に該当するもの

- (2) 廃棄物処理法第14条の4 第1項に規定する産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者で、当該業を行う区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受け、かつ廃棄物処理法施行令第6条の5 第1項第1号ロ、ハ及びニの規定に該当するもの

6 この要綱は、前項に規定する廃棄物に該当するもののうち、廃棄物処理要綱第2条第10号の中間処理施設（一般廃棄物処理施設を除く。）に関し処理施設設置等事前協議を終了し、かつ廃棄物処理法第14条第4項の許可を受けた者については適用しない。ただし、第16条第2号及び第3号に該当する者は、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。